　1002-13-01



一般社団法人日本原子力学会

原子力発電部会　部会賞表彰細則

2021年5月27日　第8回理事会承認

（目的）

第１条　本細則は「原子力発電部会規約」第1条，第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第1条に基づき，原子力発電部会部会賞（以下，「部会賞」という）について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　原子力発電における設計や運転，管理，保守の分野の発展や進歩をうながすことを目的として，この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し，部会賞業績賞を贈呈する。

（受賞の対象，数，要件）

第３条　部会賞業績賞の受賞の対象，数および要件は以下のとおりとする。

２　原子力発電における設計や運転，管理，保守の分野において，顕著な学術，技術または実務上の業績のあった個人またはグループを対象とし，毎年2件以内とする。

３　部会賞受賞者は原子力発電部会員とする。また，グループでの部会賞受賞の場合，その代表者は原子力発電部会員とする。

（選考方法）

第４条　部会賞選考のために，表彰小委員会を設置する。

２　表彰小委員会委員長は，部会長の指名により，部会全体会議において承認する。

３　表彰小委員会委員は，表彰小委員会委員長が選任し，運営小委員会において承認する。ただし，委員名は公表しない。

４　表彰小委員会について必要な事項は，別に定める。

（表彰時期）

第５条　受賞者の表彰は，「春の年会」における部会全体会議においておこなう。

（選考結果報告）

第６条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第７条　本細則の改定は，原子力発電部会運営小委員会が決定し，原子力発電部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

１　2021年3月11日　第77回原子力発電部会運営小委員会制定

2021年3月17日　第39回原子力発電部会全体会議報告，2021年4月23日　部会等運営委員会メール承認，2021年5月27日　第8回理事会承認，同日施行